

マージン率等に係る情報提供について

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と労働者に支払う賃金の差額の割合をいいます。2024年度（2024年7月－2025年6月）における情報は下記のとおりです。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

1. 2024年度における労働者派遣の実績

派遣労働者の数	40人(2025年6月30日現在)
派遣先の数	5件
マージン率	40.5%
派遣料金の1人あたりの平均額	41,112円/8h（消費税を含めず）
派遣社員の賃金の平均額	24,448円/8h

2. 教育訓練に関する事項

教育内容	方法	費用負担	賃金支給
安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）	OFF-JT	無	有
新入社員研修（雇入れ後 数ヶ月～1年間）	OJT	無	有
各種 研修、講習、訓練、公的資格試験受験等 （就業規則 第10章『教育訓練』の定めるところによる）	OFF-JT	無	有

3. マージンに含まれる費用

福利厚生費	社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
	有給休暇費用	年次有給休暇、慶弔休暇、夏期休暇等取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
	健康診断費用	一般健康診断、特殊健康診断（電離放射線、有機溶剤、石綿 等）の受診費用
	教育訓練費	各種資格試験受験料、講習受講料、これらに係る交通費
会社運営費	広告募集費用	労働者の募集・採用にかかる諸経費（求人誌、インターネット、HP運営費 等）
	人件費	管理・間接部門の人件費（総務、経理、人事、営業、コーディネーター 等）
	事務所維持費	事務所の賃借料、税金、修繕費用 等
	車両費	社有車の購入・リース料、燃料費、保険料 等
その他 費用		派遣労働者の居住関係諸費用（家賃、水道光熱費、駐車場代 等）

4. キャリアコンサルティングの窓口

相談窓口	管理部長
電話番号	0770-24-3501

5. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している

・協定書の有効期間終期 2027年3月31日

・協定書労働者の範囲（「その他の技術の職業」の業務に従事する従業員）

会 社 名：株式会社 TAS

許可番号：派18-300138